

税制上の優遇措置について

個人からの場合

本学園への寄付金は特定公益増進法人への特定寄付金となり、確定申告の手続きにより税制上の優遇措置を受けることができます。正確な税率や詳細は、所轄税務署にお問い合わせください。

▶ 所得控除制度

寄付金額から2,000円を差し引いた金額を所得金額から控除できる制度です。所得控除後、所得金額に応じた税率（5～45%）を掛けて税額を算出します。

$$\overset{\text{※1}}{\text{寄付金額}} - 2,000\text{円} = \text{寄付金控除額}$$

※1 寄付金の合計額は、所得金額等の40%相当が限度

▶ 住民税控除

京都府にお住まいの方は別途住民税（府民税・市民税）の控除を受けることができます。

$$\left(\overset{\text{※2}}{\text{寄付金額}} - 2,000\text{円} \right) \times \overset{\text{※3}}{\text{住民税控除率}} \left(2\% \text{又は} 4\% \right) = \text{控除額}$$

※2 寄付金の合計額は、所得金額等の30%相当が限度

※3 京都市にお住まいの方は、府民税の控除率が2%となります。また、市民税（8%）分も控除されます。京都市以外の府内市町村にお住まいの方は、府民税の控除率が4%となります。お住まいの市町村で対象寄附金を条例で指定している場合は、これとは別に市町村民税（6%）分も控除されます。

- ・上記の他、自治体ごとに異なる控除が適用される場合があります。詳細は、納税している自治体に直接お問い合わせください。

法人・団体からの場合

▶ 受配者指定寄付金制度

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という）を通じて寄付者（法人・団体）が指定した学校法人（南京都学園）に寄付していただく制度で、法人税法上、寄付金全額が該当事業年度の損金に算入することができます。

なお、損金算入手続きは、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本学園を經由して寄付者にお送りいたします。